② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者以外の構成員は関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。））

④ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤ 平成12年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ｱ)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

(ｱ)

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　事務所・庁舎

ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、要件として設定する「延べ面積」以上ある建物

複合用途施設とは、用途が２以上ある建物とする。

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物

複合用途施設とは、用途が２以上ある建物とする。

２．構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　地上階数８階以上

３．延べ面積　10,000㎡以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち１棟の延べ面積とする。また、増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記(ｱ)の施工実績を有し、他の構成員は下記(ｲ)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記(ｱ)の施工実績を有し、他の構成員は下記(ｲ)の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事の施工実績を有すること。

(ｲ)

１．構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

２．延べ面積　3,000㎡以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち１棟の延べ面積とする。また、増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事においての実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥ 工事全般の施工計画が適正であること。

⑦ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。

また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

① 主任技術者は、１級建築施工管理技士、２級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること（詳細は入札説明書による。）。

② １人の者が、平成12年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　事務所・庁舎

ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む。）が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、要件として設定する「延べ面積」以上ある建物

複合用途施設とは、用途が２以上ある建物とする。

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物

複合用途施設とは、用途が２以上ある建物とする。

２．構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造　地上階数８階以上

３．延べ面積　3,000㎡以上（申請する施設が複数棟の場合はそのうち１棟の延べ面積とする。また、増築にあっては増築部分の延べ面積とする。）

ただし、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとする。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。